

## 令和5年度印西市地域公共交通会議 会議録

開催日時	令和6年3月21日(木) 午前10時～11時30分
開催場所	印西市役所 3階 大会議室
出席者	田口光浩会長、板谷和也副会長、刈谷高博委員、豊田裕子委員、梅田義之委員、玉井和幸委員、野村孝委員、加藤庄一委員、織原拯委員、太田英寿委員、酒井保治委員、浦川真一委員、三上達也委員、徳永昌子委員(代理)、石井隆委員、岩崎員幸委員、南裕也委員(代理)、小林聡委員、押田龍太郎委員、金田直樹委員、鈴木伸宏委員、成田斉委員、高倍宗一郎委員、藤崎博一委員、青木恵巳子委員、土屋茂巳委員
事務局	交通政策課 本多課長、金井係長、杉山係長、桑原主査、堀内主査補
傍聴者	2名
協議事項	(1) 公共交通不便地域対応指針の策定について (2) 印西市地域公共交通会議設置要綱の改正について
報告事項	(1) 印西市地域公共交通会議の書面開催(1月12日開催)結果について (2) タクシー利用助成事業実証実験の経過について
会議資料	1. 会議次第 2. 協議事項(1) 公共交通不便地域対応指針の策定について 3. 協議事項(2) 印西市地域公共交通会議設置要綱の改正について 4. 報告事項(1) 印西市地域公共交通会議の書面開催(1月12日開催)結果について 5. 報告事項(2) タクシー利用助成事業実証実験の経過について(タクシー利用券アンケート調査結果)

### 会議録(要約)

#### 1 開会

(事務局) 定刻となりましたので、印西市地域公共交通会議を始めさせていただきます。

#### 2 会長あいさつ

#### 3 会議録署名委員の氏名

(会長) 本日の会議の署名委員でございますが、名簿順に従いまして「玉井委員」と「加藤委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 4 協議事項

(会長) 次第の4「協議事項」に入ります。協議事項(1) 公共交通不便地域対応指針の策定について事務局より説明を願います。

(事務局) 資料(1)を説明

(会長) ご質問、ご意見等がありましたら、委員の皆様お願いいたします。

(委員) 資料1の2ページ。目的及び位置づけの文中にある「乗合タクシー」とは、5ページに記載のある「乗合タクシー」とは違うということでしょうか。

(事務局) 5ページの乗合タクシースワン号については、実証運行の報告書として参考に添付

しており、2ページの乗合タクシー（スワン号）と同じものとなります。

(委員) 乗合タクシーについては理解しました。同じく2ページの文中にある、認知度や必要性が低いものと考えられるとの記載があるが、認知度を上げるといったことは考えていないのか。

(事務局) 現在、スワン号に代わり、タクシー利用券を配布しているが、アンケート調査では、制度を知らないといった回答もあることから、これまで市広報紙や町内会回覧などで周知をしているところですが、引き続き、周知に努めていきたい。

(委員) 認知度が上がることで、助成制度の利用も増えるということで理解してよろしいか。

(事務局) タクシー利用券の制度は、利用者が利用したいときに利用ができることがメリットの1つとしています。制度を知ることにより、利用者は増えていくものと考えています。

(委員) タクシーの呼び出しに即応できるような、事業者の体制（対応）はとれているのか。予め日程が分かっているならば、事前に予約するなど対応できるが、今、利用したいといった場合の対応はとれているのか。

(事務局) タクシー事業者の配車状況によっては、お待たせしてしまう場合があると考えますが、スワン号の実証運行は事前の予約が可能なデマンド型で運行をしていましたが、利用したいときに利用できないといったご意見が多く寄せられていたことを踏まえ、タクシー利用券制度へ移行したものです。

(委員) 2ページ文中の④デマンド交通の区域外とはどこか。

(事務局) この記述については、令和2年度に策定した印西市地域公共交通計画から抜粋しています。策定時点では、スワン号の実証運行の区域であった本埜地域を除く他地域がデマンド交通の区域外となっていました。現在は、市内でデマンド交通を運行している地域はありません。

(委員) 文言は修正しないのか。

(事務局) 今後、見直しをしていく予定です。

(委員) 資料1の2ページ。目的及び位置づけについてですが、何を目的としているのか、地域協働による公共交通不便地域の解消が目的なのか、この解消は手段であって、もう一歩進んだ目的があるのか。

(事務局) 指針目的は、公共交通不便地域の解消を目的としています。

(委員) 令和2年度に策定した印西市地域公共交通計画に位置付けられた内容の達成に向け実施していくための指針であると説明を伺いました。この指針は未来永劫のものではなく、状況に応じ見直していくものと理解しました。本会議は常設の委員会であり、定期的開催されているものであります。今回示された指針は、令和6年度の指針であって、令和7年度は変わるものではないかという気がしています。本日、ご提案の内容がいつまでの指針なのか、明らかになっていないので令和6年度の指針ということで理解しているが、タクシー利用券など状況によって変化していくことを考えると、いつまでこの指針を進めていくのかを明らかにしていく必要があるのではないか。

また、3ページふれあいバスの実証運行の際の取扱いについてですが、(1) 1日50人とした算出根拠はどのようなものなのか。現在、バス運行は非常に厳しい状況にあり、精査が必要ではないのか。

ふれあいバスの実証運行に要する経費は令和6年度に計上しているのか。計上しているのであれば、どの程度の予算なのか。

(事務局) 指針の年度については、まずは令和6年度の指針として考えています。令和6年度以降については、令和7年度を目途にふれあいバスの再編を予定しており、この再編と併せて、交通不便地域の対応について検討を進めていくこととなるため、まずは、令和6年度の指針は本日ご提案したものとし、指針内容等の変更については、令和7年度のふれあいバスの再編状況によって見直していくものと考えています。

実証実験にかかる、令和6年度の予算計上はありません。令和7年度の再編に向けた検討を進めていく中で、必要に応じ予算計上をしていきたいと考えています。

1日50人の設定については、ふれあいバスの印旛・本埜支所ルートに乗車人数を参考とし、令和4年度の1日あたりの利用者数63人となっていることから、50人としたところです。

(委員) 公共交通不便地域対応指針は令和6年度に限ったものと理解しました。令和6年度と限定した場合には、「2.公共交通不便地域への対応」(1)において、ふれあいバスの再編についての記載がないが、令和7年度を目途に見直すという解釈で理解しました。

1日あたりの乗車人数については、1日63人を50人に減じたかたちで、本格運行とすることが本当に良いのか。バス事業者と十分に調整をしたうえで、設定する必要があるのではないかと。これらを踏まえ令和6年度については指針の運営をお願いしたい。(1)の表現は、ルートの見直しをしたうえで、実証運行する場合は、指針に記載があるとおりに行うものとする事で確認をしたい。

(事務局) (1)につきましては、ふれあいバス再編を併せた形で取り扱うことで、承知しました。50人の設定についても、ふれあいバス再編と併せ、具体的な数値について、運行事業者と検討項目の1つとして考えていきます。

(委員) 鎌ヶ谷市内でも、コミュニティバスを運行しています。公共交通の不便地域の対応について、目的と位置づけはとても大切な事と思います。公共交通を走らせる意味ということは、数の原理ではないと思う。人口密集地以外も走ることが大前提だと思います。足がないということは本当に困る。どのような走り方をしていくか、が大事だと思います。

(委員) スワン号やタクシー利用券は本埜地区が対象になっているが、印旛地区は対象ではない経緯を教えてください。

(事務局) 導入にあたっての経緯については、本埜地区及び印旛地区は、公共交通が少なく、印旛地区における宗像路線の拡充にあわせ、本埜地区における交通サービスの導入について検討を行い、デマンド型サービスを導入する判断にいたったものと確認しているところです。また、スワン号については5年間の実証運行を経て、タクシー利用券を配布しているところです。これらの実証実験の結果を踏まえ、4ページで示した、公共交通不便地域の解消に向けた検討を進めているところです。

(委員) 4つ質問をお願いします。①公共交通不便地域対応指針の条例等での位置づけはあるのか。②公共交通不便地域すべての地域が解消されるといった取り組みとなるのか。③現在実証実験している本埜地区と他の公共交通不便地域では、タクシーの利用ルートや金額などが、それぞれ違いがあると思うが、地域ごとに検討を行っている

くのか。④3ページ(2)について、現状で利用者がいる場合には、市の判断で事業を終了することが難しいのでは。

(事務局) ①条例等での位置づけではなく、印西市地域公共交通計画に基づく指針としています。②印西市地域公共交通計画で示す条件を満たす地域を、公共交通不便地域としており、4ページに示した大字単位の指針としています。すべての不便地域についての対応については、今後の協議が必要であるが、ある程度の範囲をもって交通網を設置することで、限りなく網羅できるよう考え、まずは大字単位で解消に取り組み、その後、段階的に対応について考えていくものです。③タクシー利用券については、地区ごとではなく市内一律の制度をすべての地域に適用していくものとして考えています。④これまでの運行に際し、ガイドライン等の設定をしていないことから、今回、初めての試みとして提案させていただきました。指針としては、検討すると表現をしていますが、この指針に沿った形で、委員の皆様からご意見をいただきながら、進めていきたいと考えています。

(会長) その他、何かご意見等ございますでしょうか。  
それでは、ご意見等がないようですが、皆様から多々ご意見をいただいたところがございます。本日のご意見を踏まえ、再検討することとし、改めてご審査をいただくこととして、よろしいでしょうか。

#### 【継続審議】

(会長) 継続審議とし改めて提出を求めます。  
次に、協議事項(2)印西市地域公共交通会議設置要綱の改正について事務局より説明を願います。

#### 【資料 事業者説明】

(会長) ご質問、ご意見等がありましたら、委員の皆様お願いいたします。

(委員) 資料5ページ、道路運送法第9条第4項及び第5項の改正では、あくまでも一般乗合旅客自動車運送事業者と確定した表記となっています。乗合旅客運送については様々な形態があるが、①運賃協議については、一般乗合旅客自動車運送事業者に限定したものでよいのか。

②運賃協議会の前に、公聴会等の意見を行うこととしているが、5ページの3では、(1)に分科会の開催(2)に意見募集となっているが、順番が異なっているが、考えを伺います。

③資料3ページ、要綱第8条第2項では、分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めるとなっているが、バス事業に大きく影響することであるので、別に定める内容については、必要に応じバス事業者との調整をいただき、地域公共交通会議にご提案をいただきたいと考えていますがいかがでしょうか。本日は別に定める内容の添付がないので、今後の話となると思うが、公共交通会議に諮っていくのか確認をしたい。

(事務局) ①一般乗合旅客自動車運送事業者に限定につきましては、法令の定めのとおりです。②順番については、法令の定めのとおりです。③別の定めでございますが、資料5ページ3.法第9条第4項及び第5項への対応ということでお示したとおり対応し

たいと考えています。その他、運賃分科会の運営方法等についてはお示ししていませんが、今後、ガイドライン等についてお示ししていきたいと考えています。

(委員) 一般乗合旅客自動車運送事業者に限定したものでよいのか、再度確認します。  
3 ページ道路運送法第9条第4項(1)二では当該一般乗合旅客自動車運送事業者が委員となると記載があります、これば運送を担う事業者のみが運賃分科会の委員となるわけであります。他の隣接するバス事業者がどのような運賃で行うのかわからない状況の中での協議となり、運行内容によって事業者が変わることになる。公平な運営のため、運営要領等、運営その他必要な事項を別に定め、地域公共交通会議でご提案いただくことにご配慮いただきたい。

(事務局) 一般乗合旅客自動車運送事業者に限定したものです。

要領等の作成につきましては、今後、お示ししていきたいと考えています。

(会長) その他、何かご意見等ございますでしょうか。それでは、ご意見等がないようですので、事務局の案の通り承認ということによろしいでしょうか。

#### 【承認】

(会長) 以上で協議事項は終了でございます。

## 5 報告事項

(事務局) それでは、報告事項について、事務局から報告をさせていただきます。

#### 【事務局説明】

(事務局) 報告事項(1) 印西市地域公共交通会議の書面開催の結果(1/12開催)についてご報告いたします。令和6年1月12日付けで書面により開催いたしました「印西市地域公共交通会議」の結果について、1月25日付けで書面によりご報告しているところです。協議内容は、令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価です。結果については、過半数以上の賛成をもって可決となっております。提出いただいた回答すべて承認をいただいています。

報告事項(2) 印西市タクシー利用助成事業(地域公共交通利用補助)の経過についてご報告します。

11月1日から印西市タクシー利用助成事業を開始し、4か月が経過したところです。事業開始にあたり、市のホームページや市の広報紙へ掲載するとともに、スワン号車内でのチラシ配布や本埜地区を対象に、町内会へ回覧し周知を図ってきました。

11月から2月末までの申請者でございますが、13人から提出がありました。また、13人うち、10人について、タクシー利用券を配布したところです。

対象とならなかった3人は、最寄りのバス停から300m圏内であったため、配布を行っていません。利用状況は、合計93回の利用がありました。このような中、先月2月にタクシー利用券の利用者及び利用していない方を対象としたアンケート調査を実施し、調査結果がまとまりましたので、ご報告します。

今後は、この調査結果を基に、委員の皆様からご意見をいただき、制度の見直し及び令和7年度のふれあいバスの再編と併せ検討を進めていきたいと考えています。

(事務局) 報告についてのご説明は以上になります。この件につきまして、ご質問等ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。

【意見なし】

## 6 その他

(事務局) 続きまして、次第6「その他」ですが、委員の皆様から全体を通じて何かありますか。

(委員) 鎌ヶ谷観光バスが運行する、新鎌ヶ谷直行便、北環状線ルート、牧の原循環ルートの3路線について、5月末をもって廃止路線としたい。委員の皆様からご意見を伺いたい。

(委員) 本会議で廃止を決定するものではない。廃止については、法令に基づき手続きをすることになる。廃止に関する、今後の運行や廃止の申し出に対する対応については、県のバス対策地域協議会の中で協議を進めていくこととなる。本日については、当該バス路線についての状況について共有していただきたいと考えています。

(委員) 報告事項(1)について、提出された意見を含め承認ということによいか。意見への対応についてはどのような考えなのか。また、会議資料の採番をお願いしたい、年度、回数、番号など、分かりやすいつくり配慮していただきたい。

(事務局) 意見を含め、皆様からご承認として回答をいただいている。また、いただいたご意見は今後の参考としていきます。また、資料についてはわかりやすい資料の提供に向け、工夫していきたい。

(委員) タクシー、バスの公共交通は、維持していくために皆さんに乗っていただくことが重要です。一方で、運転手不足が喫緊の課題であり、例えば増便や増車などを行う時に、運転手不足により対応できないといったことが今後考えらる。このような中、千葉運輸支局ではバス、タクシー、トラック運転の声を運転手の雇用確保のためプレスリリースを行ってきた。千葉運輸支局のホームページに掲載するとともに、各市ホームページへのリンクやこのような機会に取り組み状況を紹介させていただき、今後ご協力をお願いしたい。

(委員) 資料作成の工夫に加え、委員名簿の添付をお願いしたい。路線廃止については、千葉県バス対策協議会で議論をしていくとのことだが、令和2年度に令和7年度を計画期間とした公共交通計画を策定しています。当該計画の改定時には、今回の路線廃止を踏まえた計画策定としていく必要があると考えます。

## 7 閉会

(事務局) 次回の会議でございますが、5月の開催を予定していきたいと考えておりますので、協議内容が整い次第、開催通知を送付させていただきます。

また、必要に応じて分科会を開催しご意見等をお伺いしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

令和6年4月5日

委員 玉井 和幸  
加藤 庄一